

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇年△月◇日

白石市農業委員会会長 殿

申請者
譲渡人(賃貸人) **宮城米吉** 印
譲受人(賃借人) **白石豊作** 印

下記農地(採草放牧地)について
 { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。
記

1 申請者の氏名(名称)住所、職業及び年齢

申請者	氏名	年齢	職業	住所
(ふりがな)	(みやぎ よねきち)			
譲渡人	宮城米吉	73	無職	〒989-0221 白石市〇〇字 1-1 電話(0224)22-0000
(ふりがな)	(しろいし ほうさく)			
譲受人	白石豊作	40	農業兼 会社員	〒989-0222 白石市△△字 2-2 電話(0224)25-00xx

2 許可を受けようとする土地の所在等

市町村名		白石市		面積(m ²)	所有者 氏名	所有者が 登記簿と 異なる場 合	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
所在・地番	地目	登記簿	現況				権利の種類 ・内容	権利者の氏名(名称)
△△字□-□	田	田	田	1,200	宮城米吉			
// ○-△	田	田	田	1,000	宮城米吉			
// ○-〇	畑	畑	畑	600	宮城米吉			
計	3 筆			2,800m ²			田 2,200 m ² 畑-採草地 600 m ²	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容等

- (1) 権利の種類 **売買**
 (2) 移転(設定)の時期 年 月 日 許可日
 (3) 土地引渡の時期 年 月 日 許可日
 (4) 賃貸借(使用貸借)期間 年 月 日 ~ 年間
 (5) 移転(設定)の対価 10a当たり対価 円 総額対価 **〇△〇,000 円**

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員に関する事項

(1) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	所 有 地			使用収益権を有する土地		
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地
農地面積	8,200 m ²	m ²	m ²	2,000 m ²	m ²	m ²
田	7,000 m ²	m ²	m ²	2,000 m ²	m ²	m ²
畑	1,200 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
樹園地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
非耕作地となっている農地等がある場合、その状況・理由・事情						
所在	地番	登記地目	現況地目	面積(m ²)	状況・理由	
現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「〜であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。						
権利取得後の経営面積	農地	13,000 m ²	採草放牧地	m ²		

(2) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	野菜		
権利取得後の面積(m ²)	11,200 m ²	1,800 m ²	m ²	m ²

(3) 権利取得者等の大農機具又は家畜

種類	トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン					
確保済 (うちリース)	1	2	1	1	()	()	()	()	()
導入予定 (うちリース)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

資金繰りについて

(4) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	主たる職業	農作業の従事日数		備考
					うち常時従事日数		
世帯員等 (構成員)	白石豊作	40	本人	農業兼会社員	60	60	
	白石稲子	39	妻	農業兼会社員	60	60	
	白石豊	12	子				
	白石豊子	9	子				
	白石豊一	72	父	農業	100	60	

常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
臨時雇用労働力(年間延日数)	現在:	10 (農作業経験の状況: 兼業で20年以上農業に従事)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

5 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載して下さい。）

6 農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合は、以下の理由で該当するものに印を付けて下さい。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡によりその土地について耕作又は養畜の事業をすることができず、一時貸し付けを行うため。
- 賃借人等がその土地をその世帯員に貸し付けるため。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けるため。
- その土地を水田裏作（田において通常は稲を栽培しない期間に稲以外の作物を栽培すること。）を目的として貸し付けるため。
（表作の作付内容＝ ，裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が申請地をその法人に貸し付けるため。

7 周辺地域との関係

権利取得者等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定・移転しようとする農地等の周辺の土地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。

農地法第3条第二項第7号関係周辺地域との関係（個人法人とも共通）（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

【使用貸借または賃貸借に限る申請での追加記載事項】

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を行う計画であるかを以下に記載してください。

権利を取得しようとするものが一般法人である場合、又はその者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合は記入してください

9 その他付記事項

（記載要領）

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載して下さい。
なお、「所有権以外の土地」欄の「貸付地」には農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 3 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事業等を詳細に記載して下さい。
- 4 「資金繰りについて」は導入予定の農機具・家畜について資金の調達方法（自己資金・金融機関からの借入れ等）について記入して下さい。
- 5 「周辺地域との関係」には、農地の集団化に対する支障、水利調整への支障、そして栽培方法の違いによる支障（特に農薬関係）等について記入して下さい。

白農委指令第 号

申請のとおり許可します。

年 月 日

白石市農業委員会 会長

〔教示〕

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）に記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。